

下呂市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務委託に係る プロポーザル実施要領

この実施要領は、下呂市が策定する「下呂市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて必要な事項を定めるものである。

第1 目的

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき3年を一期とする介護保険事業計画を定めるにあたり、日常生活圏域ニーズ調査において示された下呂市の高齢者のニーズや高齢者を取り巻く環境及び、介護保険の利用推移を分析し、他の計画との調整を図り計画書を作製する等、業務の一部を民間事業者委託するものである。

第2 業務概要

- (1) 業務名 下呂市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務委託
- (2) 業務内容 下呂市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和3年3月22日まで

第3 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりです。

| | |
|--------------------|--------------------|
| 公募開始 | 令和2年 6月 10日（水） |
| 質問受付期限 | 令和2年 6月 15日（月） 15時 |
| 質問回答期日 | 令和2年 6月 18日（木） |
| 参加表明書 提出期限 | 令和2年 6月 24日（水） 17時 |
| 企画提案書 提出期限 | 令和2年 7月 1日（水） 17時 |
| 審査期間（企画提案書による書類審査） | 令和2年 7月 8日（水）まで |
| 審査結果通知 | 令和2年 7月 13日（月） 予定 |

第4 参加申込

- (1) 申込方法 参加申込書にて、期間内に福祉部高齢福祉課に提出する。
- (2) 提出書類 別紙1「参加申込書」1部
- (3) 提出場所 下呂市健康福祉部 高齢福祉課
- (4) 提出期限 令和2年6月24日（水） 17時 必着
- (5) 提出方法 郵送可。

第5 企画提案

- (1) 提案方法 企画提案書を用意して、期限までに福祉部高齢福祉課に提出する。
- (2) 提出書類 別紙「下呂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託に係るプロポーザル企画提案書類一覧（様式1～様式8）
※任意の様式を使用しても良い。
※本文は15ページ以内（表紙と目次は含まず）とする。
- (3) 提出場所 下呂市役所 健康福祉部 高齢福祉課
- (4) 提出期間 令和2年7月1日（水）17時 必着
- (5) 提出方法 郵送可。
- (6) 提出部数 5部提出（1部ずつA4版に長辺とじ）
※文字は10.5ポイント以上とする。
※提出書類については、カラー印刷を取り入れる等分かりやすいものとする。
※提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
※提出後の書類の追加・変更は認めない。
- (7) 提出書類作成時の留意点
企画提案書は所定の様式又は任意の様式を用いて、簡潔明瞭に取りまとめること。本市の今期計画（第7期介護保険事業計画）については市ホームページで確認すること。
- (8) 審査（書類審査のみ）
提出された企画提案による書類審査。※プレゼンテーションは実施しません。
審査期間 令和2年7月 8日（水）まで
審査結果 令和2年7月13日（月）（予定）に参加業者に通知する。
- (9) その他
企画提案書の作成及び提出等、プロポーザルに要する費用は参加業者の負担とする。

第6 選定

審査委員が別紙の「下呂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査基準」に定める評価方法及び評価基準により審査し、最も適していると認められる参加業者を受託候補者として選定する。

なお、この選定はあくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。

第7 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより特定した受託候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。

第8 業務委託限度額（予算額）

3,531,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加申し込み後、契約日までの間に委託業務の競争入札参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項で示された提出書類の期限、提出場所及び提出方法ならびに書類作成上の留意事項の条件に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 その他

- (1) 特定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) 本要項に示した書類のほか、下呂市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 参加業者は、受託候補者特定後、本プロポーザルに係る要項等の内容について又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、下呂市情報公開条例（平成16年3月1日条例第20号）の規程により、第三者より公開請求があった場合については公開するものとする。なお、個人情報等の不開示情報についてはこの限りでない。
- (5) この要綱に定めのない事項については、必要に応じて協議を行う。

第11 プロポーザルに関する連絡先

〒509-2517

岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 下呂市役所 健康福祉部 高齢福祉課

担当者1：三瓶 美千代 担当者2：戸谷 直樹

電話 0576-53-0153 FAX 0576-53-0154 e-mail: kourei@city.gero.lg.jp